

令和元年8月27日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会
8月定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8月定例会

令和元年 8月 27日

◎ 議事日程 第1号

令和元年 8月 27日 (火曜日) 午後 1時 30分開議

- 第1 議長の選挙について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 会期の決定について
- 第4 副議長の選挙について
- 第5 議案第9号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第10号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第11号 令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
- 第8 議案第12号 令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 第10 議案第13号 監査委員の選任について
- 第11 一般質問

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第1	議長の選挙について	3
日程第2	会議録署名議員の指名について	5
日程第3	会期の決定について	5
日程第4	副議長の選挙について	6
日程第5	議案第9号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	7
日程第6	議案第10号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	7
日程第7	議案第11号 令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について	7
日程第8	議案第12号 令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医	

	療特別会計補正予算（第1号）について	7
日程第9	選挙管理委員及び同補充員の選挙について	17
日程第10	議案第13号 監査委員の選任について	18
日程第11	一般質問	20

◎出席議員（30人）

高橋三義	大竹雅春	石田裕一
小林誠	斎木裕司	宮崎光夫
住安康一	佐藤俊夫	鈴木一郎
五十嵐勝	渡辺昌	樋浦恵美
吉川慶一	小嶋正彰	佐藤涉
石川恒夫	荒井眞理	高野甲子雄
中沢一博	森本将司	青木順
小熊正	今井幸代	清野眞也
加藤修三	佐藤守正	石田タマエ
廣嶋一俊	伝信男	本保友明

◎欠席議員（0人）

◎説明のため出席した者

広域連合長	村山秀幸
副広域連合長	小林則幸
事務局長	八木弘
業務課長	佐藤直樹
総務係長	山本隆司
企画係長	富井和子
医療給付係長	熊木研二
資格保険料係長	新田昌一

◎職務のため出席した者

議会事務局長	八木明
議会事務局員	棚橋祐介
議会事務局員	安達みつき

午後 1 時 30 分 開議

◎**議会事務局長（八木明）** 定刻となりましたので始めさせていただきます。

統一地方選等により、議長が不在となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 292 条において準用する同法第 107 条の規定によりまして、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

湯沢町の佐藤守正議員が年長の議員でございますので、佐藤議員に臨時議長をお願いいたします。

〔臨時議長、議長席に着席〕

○**臨時議長（佐藤守正）** ただ今、ご紹介いただきました佐藤でございます。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 107 条の規定により、臨時議長の職務を行わせていただきます。

皆様のご協力をお願いいたします。

これより令和元年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は 30 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

△日程第 1 議長選挙について

○**臨時議長（佐藤守正）** 日程第 1、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条第 2 項の規定によりまして、指名推選により決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に高橋三義議員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、高橋三義議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました高橋議員に対し、当選の告知をいたします。

なお、議長に当選されました高橋議員のご挨拶があります。

〔高橋議長、就任あいさつ〕

○議長（高橋三義） 皆さん、こんにちは。ただ今皆様からのご推挙により当連合議会の議長に選任いただきました高橋です。就任のご挨拶をさせていただきます。当後期高齢者医療制度は12年目を迎えております。高齢者の方々の負託に応えるため暮らし・健康をサポートする仕組みづくりをこれからも充実しなければならないと考えております。しかし、少子高齢化が進む中、新潟県は人口の減少、特に若者の減少が課題となっております。また、保険料も平成30年度に一度見直しをされ、来年度も検討の方向です。値上げだけで対応するのではなく、他の対策を考えなければならないと考えております。そのためには皆様方のご理解とご協力が欠かせません。皆様からのご協力をお願いし、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(拍手)

○臨時議長（佐藤守正） 以上をもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力まことに、ありがとうございました。それでは、高橋議長と交代いたします。

〔佐藤臨時議長、自席へ〕

〔高橋議長、議長席に着席〕

○議長（高橋三義） 臨時議長と交代いたしました。

最初に、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付したとおり、監査結果の報告です。

監査委員より、本年2月から8月までの例月現金出納検査結果についての提出がありました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。ここにご報告を申し上げます。

△日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋三義） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において、鈴木一郎議員及び加藤修三議員を指名いたします。

△日程第3 会期の決定について

○議長（高橋三義） 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

△日程第4 副議長の選挙について

○議長（高橋三義） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に本保友明議員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本保友明議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました本保友明議員より、ご挨拶があります。

○副議長（本保友明） 皆さん、こんにちは。今ほど、皆様方からご推挙をいただき、当広域連合議会の副議長に選任いただきました栗島浦村の本保でございます。

一言、ご挨拶をさせていただきます。

高齢化が進む中、高齢者の方々が安心して暮らせるよう、制度の確実な実施が求められております。

広域連合議会が制度の確実な実施に向けた、議会としての役割が果たせるよう、議長を補佐し、未熟ながら円滑な議会運営に努めていく決意であります。

皆様方のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いたします。

(拍手)

△日程第5 議案第9号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第6 議案第10号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第7 議案第11号 令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について

△日程第8 議案第12号 令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋三義） 次に、日程第5、議案第9号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第8、議案第12号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（村山秀幸） 議長。

○議長（高橋三義） 村山広域連合長。

[村山広域連合長、登壇、説明]

◎**広域連合長（村山秀幸）** 広域連合長の村山でございます。

それでは、議案第9号から第12号につきまして説明させていただきます。

初めに、議案第9号、「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」及び議案第10号、「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第1項の規定に基づき調製した決算に、同条第2項の規定による監査委員の審査意見書を付して、同条第3項の規定による議会の認定を頂くため提案するものです。

それでは、歳入歳出決算の状況をご説明申し上げます。

初めに、一般会計の決算についてです。

主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金などです。

次に、主な歳出です。

事務局運営経費などの、後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費であります。

平成30年度一般会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額12億404万2千円で、収入率99.6パーセント、歳出総額11億3,880万2千円で、執行率94.2パーセント、歳入歳出差引額は6,524万円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてです。

まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払基金からの支出金及び基金繰入金などです。

次に、主な歳出ですが、療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査や重症化予防、フレイル対策といった事業を実施する保健事業費などです。

平成30年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額は2,712億1,835万1千円で、収入率101.5パーセント、歳出総額2,668億2,021万9千円で、執行率99.8パーセント、歳入歳出差引額は、43億9,813万1千円となっております。

次に、議案第11号、「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」についてですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億879万7千円とするものです。

内容としましては、平成 30 年度国庫補助事業の精算に係る経費を補正するものです。

次に、議案第 12 号、「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」についてですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 47 億 8,457 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,738 億 2,688 万 1 千円とするものです。

内容としましては、平成 30 年度医療給付費の実績に基づく各種負担金や各種補助金等の精算に係る経費などを補正するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋三義） なお、この際、事務局長から本件についての補足説明の発言を求められておりますので、これを許可します。

◎事務局長（八木弘） 議長。

○議長（高橋三義） 八木事務局長。

〔八木事務局長、自席、説明〕

◎事務局長（八木弘） それでは、議案第 9 号から第 12 号についての補足説明をさせていただきます。

初めに、カラー印刷の A 3 版、横 1 枚ものの資料「平成 30 年度決算に係る事業概要説明」についてご説明いたします。

お手元にご用意をお願いいたします。

なお、この資料は、「平成 30 年度主要な施策の成果説明書」について、被保険者数などの主な数値の経年変化を見るためにグラフ化したものです。

まず、「1 被保険者数の推移」についてです。

被保険者数は平成 30 年度の月平均で 372,095 人、対前年比で、0.9%の増となります。

伸び率は、全国平均から見ますと比較的緩やかな増加となっています。

次に、「2 医療給付費の推移」を見ますと、平成 30 年度は、2,579 億 5,200 万円で、対前年比 0.7%の増となっています。

全国の「医療費」の動向から推計しますと、こちらも全国平均と比較して緩やかな増加です。

また、医療給付費を診療種別に見ますと、医科と歯科は、それぞれ2%、5%と増加している一方、調剤とその他の療養費は、それぞれ3%、5%の減少となっています。

要因としまして、全体的に医療費の増加基調に変わりはないものの、診療報酬の改定が、医科と歯科はそれぞれ0.63%、0.69%のプラスであったことに対し、調剤は約0.2%と低い伸びであったこと、さらに薬価等については1.74%のマイナスであり、診療報酬全体では1.19%の引き下げであったことに起因するところが大きいものと考えております。

次に、「3 1人当たり医療給付費の推移」です。

平成30年度は、年額693,241円となり、対前年比0.2%の減となりました。

なお、新潟県の1人当たり医療費は前年度に引き続き全国で最も低い額となっております。

次に、「4 保険料収入(現年度分)の推移」です。

平成30年度は170億100万円で、対前年比は7.9%の増となります。

これは、当広域連合において、平成20年の後期高齢者医療制度発足以来、初めて保険料率を改定し、引き上げたこと、加えて国による保険料軽減制度の見直しが行われたことによるものです。

この増加傾向は、次の「5 1人当たり平均保険料の推移」においても同様です。

平成30年度の1人当たり平均保険料は、年額44,079円で、前年度より6.6%の増となっています。

なお、新潟県の1人当たり保険料は平成30年度の料率改定の時点において、全国では4番目に低い保険料となっております。

また、次の「6 保険料軽減額と対象者数の推移」ですが、保険料の軽減特例の見直しにより、一定額の所得者の所得割の2割軽減が廃止に、元被扶養者の均等割額が7割軽減から5割軽減となったことにより保険料の軽減額は、68億7,700万円、前年比0.2%の減となりました。

なお、対象者数は276,595人で2.5%の増となっています。

次に、医療給付費等を一定の割合で市町村が負担する「7 市町村負担金の推移」は、261億3,000万円で、対前年度比で0.1%の増となっております。

以上、決算の主な数値の経年変化についてご説明いたしました。

次に、事前に議案書に併せてお送りいたしました薄い冊子「令和元年8月定例

会提出議案の概要」という資料により、議案概要につきましてご説明いたします。

お手元にご用意をお願いいたします。

「概要」の1ページをお開きください。

議案第9号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」です。

おめくりいただき、3ページ、主なものをご説明いたします。

なお、この資料では、決算額の表記は千円単位としています。

また、参考までに決算書の該当ページを各説明欄に記載しております。

決算概要は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりであり、差引額6,524万円は、令和元年度に繰り越し、市町村からの共通経費負担金の減額や国庫支出金の精算などの財源といたします。

中ほどの「主な歳入」です。

市町村から事務的経費に対してご負担をいただく「分担金及び負担金」、適正受診の普及啓発事業等に対する特別調整交付金などの「国庫支出金」のほか、「諸収入」などです。

金額については、記載のとおりです。

続きまして、「主な歳出」です。

「総務費」の「特別会計事務費繰出金」は、医療給付に係る事務費を特別会計へ繰り出したものです。

この他については、記載のとおりです。

次に、5ページ、議案第10号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」です。

おめくりいただき、7ページ、主なものを説明いたします。

決算概要は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりです。

差引額43億9,813万1千円は、令和元年度に繰り越し、平成30年度分の医療給付費等の精算により、国・県・市町村及び支払基金に対する返還金の財源として充当します。

次に、中ほどの「主な歳入」です。

「市町村支出金」、「国庫支出金」「県支出金」「支払基金交付金」は、主に歳出における医療給付費の財源として、それぞれに定められた負担率により受け入れるものです。

「繰入金」は、特別会計に係る事務費分の財源として受け入れた「一般会計繰

入金」のほか、国・県・市町村及び支払基金に対する返還金の不足分などに充てるために取り崩した「医療財政調整基金繰入金」です。

「繰越金」は、平成 29 年度からの繰越金です。

次に、「主な歳出」です。

「総務費」は、決算額 12 億 1,070 万円、事業別の主な内訳は記載のとおりです。

次に、8 ページの「保険給付費」です。

決算額は記載のとおりで、内訳は、療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料、高額療養諸費及び葬祭費です。

前年度比 0.7%の増となりますが、これは療養給付費が増加を続けている一方で、食事・生活療養費や高額療養費における被保険者の皆様方の自己負担額の見直しにより保険者負担が減少したことから、全体としては増加額が抑えられたものです。

その下、「県財政安定化基金拠出金」は、保険料収入額の不足等に対する財政リスク軽減のために新潟県が設置している基金に対しての広域連合からの拠出金です。

国、県、広域連合がそれぞれ 3 分の 1 ずつを拠出し、基金を造成しています。

9 ページの「保健事業費」です。

健康診査については、各市町村への委託料で、受診率は全体で 25.2%、前年度より 0.4 ポイント上昇しています。

次に、おめくりいただいて 11 ページ、「財産の状況」についてです。

物品の「サーバー等機器」はマイナンバー導入を契機に、セキュリティ対策強化のために平成 29 年度に取得した「二要素認証システム」に係るサーバー等機器です。

「後期高齢者医療財政調整基金」は、これまでの後期高齢者医療特別会計の実質的な剰余金を基金に積み立ててきたものであり、決算年度末現在高は、記載のとおりです。

次に、13 ページをご覧ください。

議案第 11 号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」です。

おめくりいただき、15 ページ、補正予算額は、7 千円の追加となります。

補正理由は、平成 30 年度の国庫補助事業の精算に係る経費を補正するもので、「歳入予算」の「繰越金」については、さきほど一般会計決算において説明いたしました歳入歳出差引額を令和元年度に繰り越した一部を財源とするものです。

「歳出予算」の「総務費」「償還金」は、特別調整交付金の精算による国への返還に要する経費です。

次に、17 ページをご覧ください。

議案第 12 号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」です。

おめくりいただき、19 ページ、補正予算額は、47 億 8,457 万 3 千円の追加です。

補正理由は、平成 30 年度保険給付費等の実績に基づく、各種負担金等の精算に係る経費を補正するものです。

「歳入予算」の、「市町村支出金」「県支出金」は、実績に基づく精算により、負担金の不足分を受け入れるもの、「繰入金」は、医療財政調整基金からの繰り入れ、「繰越金」は、前年度特別会計決算の歳入歳出差引額を令和元年度に繰り越した全部を、返還金の財源とするものです。

「歳出予算」の「諸支出金」「償還金」は、市町村・国・県・支払基金から受け入れた平成 30 年度分の負担金などのうち、実績に基づく超過分を返還するものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋三義） 次に、なお、この際、監査委員から議案第 9 号及び第 10 号についての審査結果の発言を求められておりますので、これを許可します。

小柴代表監査委員。

◎監査委員（小柴昭彦） 監査委員の小柴です。よろしくお願いします。

それでは決算審査報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 30 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められました。

また、予算の執行状況についても、適法かつ適正に執行されたものと認められました。

意見のまとめについて申し上げます。

今後も医療費の増大が見込まれる中で、本制度は安定的かつ持続的に運営していかなければなりません。そのために、生活習慣病の重症化予防やフレイル対策など、高齢者の特性に応じたきめ細かな保健事業等医療費適正化に関する取組み

を推進するとともに、国が進めている保健事業と介護予防の一体的実施について令和2年度から本格実施への準備を着実に進めていただきたいと思います。

また、次期特定期間である令和2－3年度、保険料の料率の改定において医療費や被保険者数等の精確な推計を行い、かつ基金を有効に活用した上で被保険者の負担に配慮した制度の安定的・持続的な運営を可能とする的確な改定作業を実施するようお願いします。

最後に、今後とも医療費の動向把握や医療給付費の円滑な給付に努めるとともに、健康寿命の延伸を目指した保健事業を推進することにより、本制度が住民の理解と協力を得て、被保険者の健康の保持・増進に寄与するよう望むものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書をご参照いただきたいと思います。以上で、決算審査に係る意見の報告を終わります。

○議長（高橋三義） それでは、これより、議案第9号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

◆小林誠 はい、議長。

○議長（高橋三義） 小林誠議員。

◆小林誠 三条市の小林です。よろしくお願いします。

それでは、議案第9号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り高齢者を別枠の医療保険制度に囲いこむ制度であり、高齢者の生活を圧迫するだけだと制度開始以来反対してまいりました。

議案第9号の一般会計決算は、広域連合の事務運営に要する経費を賄うためのものであり、その多くは広域連合事務局の運営に要する費用であり、日頃から事務局の皆さんのご苦労には敬意を表するものではありませんが、制度反対の立場から反対をいたします。

○議長（高橋三義） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

◆小林誠 はい、議長。

○議長（高橋三義） 小林誠議員。

◆小林誠 議案第10号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」反対の討論を行います。

議案第9号と同様、制度に反対との立場はもちろんですが、加えて、平成30年度は新潟県の後期高齢者医療制度開始以来、初めての保険料率の引き上げと軽減税率の改定が行われております。

市町村負担金は前年度比3.6%となり、保険料等負担金だけを見れば前年度に比べ7.8%もの増加となっております。

保険料について発足時より保険料の均等割は所得に応じ軽減する軽減措置が講

じられてきましたが、この見直しが始まっております。

高齢者、特に低所得者に対して大きな負担を負わせるものとなった平成 30 年度特別会計決算について反対をいたします。

○議長（高橋三義） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより、議案第 10 号「平成 30 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第 11 号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

○議長（高橋三義） これより議案第 11 号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広

域連合一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。
本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第12号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより議案第12号「令和元年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。
本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第9 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（高橋三義） 次に、日程第9、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選とし、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

最初に、選挙管理委員に、お手元に配付の選挙管理委員候補者に記載のとおり、4 人の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました 4 人の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました 4 人の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、お手元に配付の選挙管理委員補充員候補者に記載のとおり、4 人の方を、それぞれ順位を付して指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました 4 人の方を順位を含め、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 4 人が選挙管理委員補充員に当選されました。

△日程第 10 議案第 13 号 監査委員の選任について

○議長（高橋三義） 次に、日程第 10、監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、本件は議員の除斥に該当いたしますので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 117 条の規定により、齋木裕司議員の退場を求めます。

[齋木議員 退場]

広域連合長の説明を求めます。

村山広域連合長。

◎**広域連合長（村山秀幸）** はい、議長。

○**議長（高橋三義）** 村山広域連合長。

◎**広域連合長（村山秀幸）** 議案第 13 号、監査委員の選任についてご説明申し上げます。

現在、識見を有する監査委員には、小柴昭彦氏に就任いただいておりますが、今月 30 日をもって任期満了を迎えます。

また、議会選出監査委員には、妙高市議会より選出の堀川義徳氏に就任いただいておりますが、先月 31 日をもって当広域連合議員の任期が満了したことに伴い、監査委員についても退任となりました。

後任の監査委員の選任につきまして、当広域連合規約第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により、その選任についてあらかじめ議会の同意をいただきたいということで提出するものです。

後任の監査委員につきましては、識見を有する者として、引き続き関東信越税理士会新潟支部から推薦の小柴昭彦氏を、広域連合議員のうちから選任される者として柏崎市議会選出の齋木裕司議員を選任したいというものです。

ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○**議長（高橋三義）** これより、議案第 13 号「監査委員の選任について」の質疑に入ります。

通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 13 号「監査委員の選任について」を採決いたします。

本件については、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件についてはこれに同意することに決しました。

〔齋木議員 入場・着席〕

△日程第 11 一般質問

○議長（高橋三義） 次に、日程第 11、一般質問を行います。

通告がありましたので、発言を許可します。

なお、質問をする際は、通告した内容の範囲内での質問とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

質問回数は 3 回までとなりますが、初回は登壇席から、2 回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

なお、申し合わせによりまして、あらかじめ発言時間の制限をいたしております。

発言時間は、1 人概ね 15 分以内、答弁を含めて 30 分以内となっております。

◆小林誠 はい。議長。

○議長（高橋三義） 小林誠議員。

〔小林議員、登壇、質問〕

◆**小林誠** 三条市の小林です。一般質問を行います。

質問は保険料滞納と滞納処分の現状についてお伺いをいたします。

最初に、今月初め、後期高齢者医療保険制度発足後9年間で保険料の滞納処分が8倍に増えたとの報道がありました。この記事によれば、後期高齢者医療制度は施行・実施された翌年平成21年度は全国で滞納処分を受けた件数は834件だったものが、平成29年度には6,816件と約8倍になったと報じ、一方で保険料の滞納者数は313,113人から222,238人へと減少していると報じられています。徴収についてはそれぞれの自治体が行っているものですから、私は三条市について調べてみました。実際には施行時にまで遡れなくて直近の5年間のみとなりましたが、このデータによっても報道のように普通徴収者に対する滞納者の数は減少傾向なのに、滞納者に対する滞納処分者数は増える傾向にありました。新潟県内の滞納者数や滞納処分の状況がどうなのか、これが全国的にみてどうなのか、お伺いをいたします。

次に、この滞納処分を受けている人たちは普通徴収の方々と考えられます。現在、保険料の特例措置等が見直される中、だんだん負担が重くなってきています。滞納は良くないことですが、低所得の方々にとっては払いたくても払えない事情も中にはあると思います。実際に私の三条市で滞納処分の金額を平均すると2万から3万円ということで金融資産が主に差し押さえられるということでした。このような現状の中で、全国的に滞納処分が増えているという状況で滞納者に与える影響をどう考えているかお伺いします。

最後に、全国的に滞納処分が増えている背景には、徴収強化や機械的な対応によるものが増えているのではないかと指摘があります。新潟県広域連合としてどのように受け止めているのかお伺いをして一般質問を終わります。

◎**広域連合長（村山秀幸）** 議長。

○**議長（高橋三義）** 村山広域連合長。

◎**広域連合長（村山秀幸）** 小林誠議員のご質問に順次、お答えします。

はじめに、「新潟県における保険料の滞納者数、滞納処分の実態」についてです。新潟県における保険料の滞納者数は平成22年度、6,141人だったのに対し、平成29年度では3,345人でしたので、この間で2,796人、約45パーセント減少してお

ります。全国では同一期間において約 29 パーセント減少しておりますので、新潟県は、16 ポイントほど減少幅が大きくなっております。

また、差押えにかかる滞納処分の件数について、平成 21 年度は 8 件で、平成 29 年度は 69 件でしたので、61 件の増、約 8.6 倍となっております。同一期間で全国では約 8 倍となっておりますので、増加の状況は、新潟県は全国とほぼ同様です。ただ、平成 29 年度の滞納者数に対する滞納処分の比率では、新潟県は 2.1%であり、全国の 3.1%に比較して低い状況にあります。

さらに、平成 29 年度では、滞納者 3,345 人に対し、69 件、403 万 8 千円の滞納処分が行われ、滞納処分量は 1 件当たり約 5 万 8 千円になります。同年度における全国の 1 件当たり滞納処分量は、約 11 万 9 千円ですので、新潟県では全国平均の約半分の状況になっているというところでございます。

次に、「滞納者への影響をどう考えるか」についてお答えいたします。

このたびの特例措置の見直しは、後期高齢者医療制度を将来にわたり持続可能な制度とするためとして実施されたものです。特に所得の低い被保険者への影響は少なからずあると思いますが、世代間の負担の公平を図り、負担能力に応じたご負担をお願いするという見直しの趣旨について、被保険者の皆さまからぜひとも御理解いただきたいと考えております。

次に、「徴収強化や機械的な対応によるものが増えているのではないかとの指摘に対する広域連合の受け止め」についてお答えいたします。

被保険者間の負担の公平を図るためにも、滞納処分を含め、保険料の適切な収納対策を進めていくことは必要なことと考えております。

滞納処分の実施にあたっては、財産調査と滞納原因を把握した上で、十分な収入、資産等があるにもかかわらず、保険料を納付いただけない被保険者に対しては、的確な滞納処分を行うとともに、財産がない場合や生活困窮等の状況にある被保険者に対しては、それぞれ個別の事情を見極め、滞納処分の執行を停止するなどの対応を取っているところでございます。

このように、滞納処分は単に機械的に対応しているのではなく、その必要性等を様々な面から検討した上で適否を判断しており、被保険者の個別事情にきめ細かに配慮しているものと考えております。

収納対策については、今後とも、実際の徴収事務を行っていただいている各市町村と連携をとりながら、着実に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋三義） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

○議長（高橋三義） これで本日の日程は全て終了しました。

以上で、令和元年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 25 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

高橋 三義

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

鈴木 一郎

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

加藤 修三